

## 残高別金利型普通預金に関する特約

残高別金利型普通預金については、普通預金規定（または総合口座取引規定）に加え、この特約を適用します。

なお、特段の定めのない限り、普通預金規定（または総合口座取引規定）における定義はこの特約においても適用されるものとします。

### 1【残高別金利型普通預金】

残高別金利型普通預金（以下「この預金」といいます。）は、SMBC ポイントパックの利用者に対してのみ提供するものとします。

### 2【利息】

- (1) この預金の利息は、毎日の最終残高（受入れた証券類の金額は決済されるまでこの残高から除きます。）1,000 円以上について付利単位を 1 円として、店頭に表示する毎日の利率によって計算のうえ、毎年 2 月と 8 月の当行所定の日はこの預金に組入れます。
- (2) 利率は毎日の最終残高に応じた当行所定の区分（以下「残高区分」といいます。）ごとに当行が定めるものとします。なお、残高区分および利率は金融情勢等に応じて変更します。

### 3【この特約の解約】

普通預金規定（または総合口座取引規定）に定める事項のほか、次の一つにでも該当した場合には、当行は預金者に通知することなくこの特約を解約することができるものとします。この特約が解約された場合、解約日より普通預金規定（または総合口座取引規定）のみがこの預金に適用されるものとします。

SMBC ダイレクトが解約された場合

SMBC ポイントパックが解約された場合（SMBC ポイントパック規定の定めにより、SMBC ポイントパックが解約された場合を含みます。）

この特約に違反した場合

### 4【規定の変更等】

- (1) この特約の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相応の事由があると認められる場合には、店頭表示その他相応の方法で公表することにより、変更できるものとします。
- (2) 前記(1)の変更は、公表の際に定める 1 ヶ月以上の相応な期間を経過した日から適用されるものとします。

以 上

(2018 年 9 月 18 日現在)